

## 公文書管理に係る通報について

警察庁では、警察庁の職員及びかつて警察庁の職員であった方（以下「職員等」という。）から、公文書管理に係る通報（以下「公文書管理通報」という。）を受け付けております。

### ○ 公文書管理通報とは

職員等が、警察庁において、公文書の偽造若しくは変造等が行われている、決裁文書の改ざんが行われている、又は公文書を不適正に取り扱ったことにより公務の運営に重大な支障が生じている等行政文書の適正な管理が確保されていないと思料するときに行う通報のことをいいます。

※ なお、「職員等」に該当する方以外の方からの通報は受け付けておりません。

### ○ 御連絡先

< 郵送 >

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁長官官房総務課公文書監理室

< 電話 >

03-3581-0141（内線6611）

・ 午前9時30分～午後0時00分

・ 午後1時00分～午後5時00分

※ 警察庁の開庁日に限ります。

< 電子メール >

bunshyokanri\_tuuhou@npa.go.jp